**平成２２年（フ）第４２４号**
鹿児島県鹿児島市永吉３丁目４番12号　山崎マンション304号
債務者　金子　祐太
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２２年（フ）第４３２号**
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目12番35号　全日会館ビル202号
債務者　原口　令吉
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２２年（フ）第４４８号**
鹿児島県日置市東市来町長里879番地13　福徳アパート
債務者　松下　信宏
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２２年（フ）第４５６号**
鹿児島県日置市東市来町湯田5103番地９
債務者　大庭　孝幸
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２２年（フ）第４６１号**
鹿児島県鹿児島市西千石町８番１―403号
債務者　森　　勇次
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２２年（フ）第４６９号**
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目37番35号
債務者　堀之内あや
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２２年（フ）第４７２号**
鹿児島県鹿児島市照国町12番12―402号
債務者　村松　純治
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２２年（フ）第４７３号**
鹿児島県日置市吹上町永吉3319番地
債務者　久保　　充
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２２年（フ）第４８０号**
鹿児島県鹿児島市柳町３番22号　やなぎ寮302号
債務者　美園　亜紀
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２２年（フ）第４８５号**
鹿児島県鹿児島市常盤２丁目17番38号
債務者　河井あきの
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２２年（フ）第４８７号**
鹿児島県鹿児島市草牟田１丁目28番30号　西園アパート102号
債務者　福元　勝也
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２２年（フ）第２０４号**
青森県八戸市大字白銀町字白浜道２番地29
債務者　高屋敷正年
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２２年（フ）第６９号**
岩手県北上市常盤台３丁目14番22号
債務者　片方　洋子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２２年（フ）第３３号**
山形県新庄市城西町５番37号
債務者　丹　　誠一
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで　山形地方裁判所新庄支部

**平成２２年（フ）第１７９号**
富山市大泉本町２丁目４―７　宝泉ビル２―Ｂ号室、住民票上の住所富山市辰尾205番地市営住宅50号
債務者　斉藤　一行
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで　富山地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１０号**
石川県小松市新町53番地、従前の住所石川県能美市福島町タ86番地８
債務者　本村　一人
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで　金沢地方裁判所小松支部

**平成２２年（フ）第２０１号**
長野県松本市双葉７番27―503号　プラシード南松本
債務者　松枝　克佳
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで　長野地方裁判所松本支部